

令和 2 年 6 月 26 日

各 位

株式会社さくらインベスト
大阪府大阪市北区梅田二丁目 5 番 6 号
代表取締役 浅倉 健二

当社に対する行政処分の効力の執行停止及び業務再開のお知らせ

当社は、令和 2 年 6 月 10 日付にて、経済産業省及び農林水産省より、行政処分（許可の取消し及び業務改善命令）を受けたことを公表いたしました。これに対して、当社は、これら行政処分のうち許可の取消し及びそれに付随する顧客財産の返還を命ずる命令（以下「対象行政処分」といいます。）について、東京地方裁判所に対して国（処分行政庁：農林水産大臣及び経済産業大臣）を被告として処分取消しの訴え（以下「本案訴訟」といいます。）及び本案訴訟の判決確定までの効力停止を求める執行停止の申立てを行ってまいりました。今般、東京地方裁判所による令和 2 年 6 月 24 日付の決定にて、当該執行停止の申立てが認容され、本案訴訟の第一審判決の確定後 50 日を経過するまでの間、対象行政処分の効力が停止されるに至りました。

これにより、新規建玉を含め、従来通りの業務を行うことが可能となりましたので、ここにお知らせ申し上げます。ご注文受付時間は、これまでと同じ平日 8：30～20：00 となっております。

なお、上記執行停止の決定については、相手方である国による不服申立てが可能となっております。不服申立てがされた場合の裁判所の判断によっては、再度、対象行政処分の効力が復活する可能性があります。今後の手続きの進捗については、改めてお知らせさせていただきます。

お客さま並びに関係者の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

お問い合わせ先
投資相談部 0120-806-001